

非常変災（大雨等）時における登校等の対応について（改訂版）

大雨等には、命が危険にさらされるものもあります（長崎大水害や諫早大水害、西日本豪雨、九州北部豪雨など）。これらは予測が難しく、「自宅待機」等の判断や連絡が遅れ、児童が家を出てしまうことが予想されます。このことから、大雨等に対する登校等の判断については、気象庁や長崎地方気象台、自治体（南島原市）からの情報に応じ、下記の要領により自宅に待機させるなどして命を守るために必要な行動をとるようにしてください。

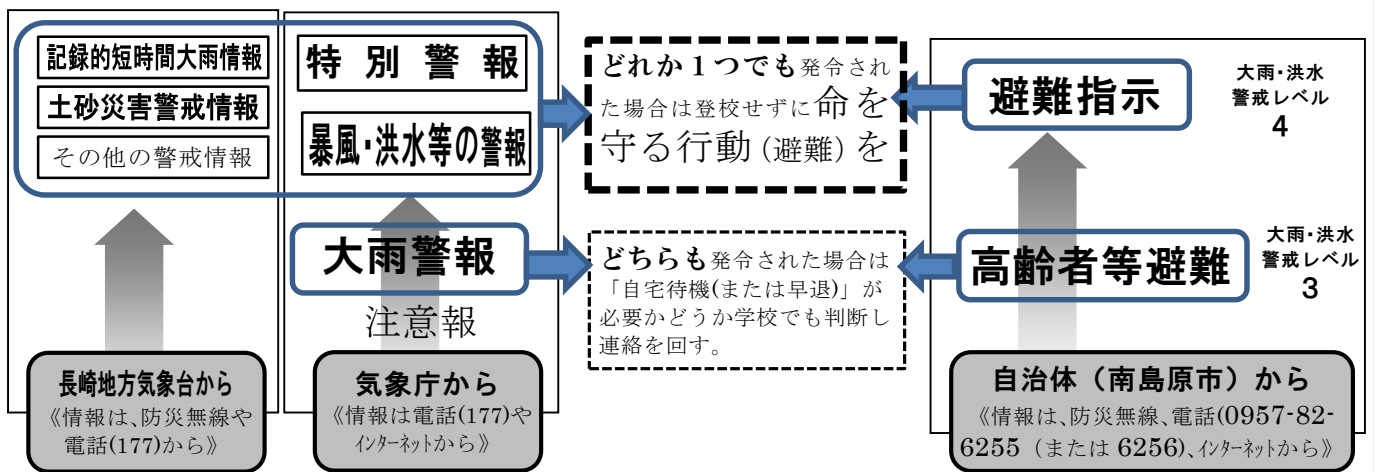
記

1 大雨等による自宅待機の判断について

以下のうち、**どれか1つでも**発令された場合は、自宅待機とします。

- ・「暴風警報」「洪水警報」「特別警報」など／気象庁から
- ・「土砂災害警戒情報」「記録的短時間大雨情報」など／気象庁から
- ・「避難勧告」や「高齢者等避難」／自治体（南島原市）から

なお、「大雨警報」と「高齢者等避難」の**どちらも**発令されたときは、自宅待機（または早退）が必要かどうか学校でも判断して連絡を回します。連絡が取れるようにしておいてください。



※上記の発令がなくても、自宅近辺が危険だと感じる場合は、命を守る行動を優先してください。

このとき（他の児童が登校しても、我が子は登校させないときなど）は、学校に連絡をお願いします。

〈学校電話…0957-73-6782 市教委電話…0957-73-6702〉

2 自宅待機の解除について

自宅待機は、気象庁の「暴風および洪水の警報」の解除（その後の天候の回復が見込まれる場合）をもって解除とし、以下の判断時刻に応じて登校するようにしてください。

なお、「大雨警報」が残るときは、学校の判断として自宅待機の延長をお願いする場合があります。連絡が取れるようにしておいてください。

《注意事項…「高齢者等避難の情報」は、避難者が避難所を出るまで解除されないため、判断の対象にはできません。》

- (1) 朝7時00分までに「暴風および洪水の警報」が解除された場合は、平常どおり登校する。
- (2) 朝7時00分～昼11時30分の間に、「暴風および洪水の警報」が解除された場合は、昼12時30分～13時00分の間に登校する。（予定していた1～3校時の授業を実施）
※この場合、昼食を済ませてから登校する。
- (3) 昼11時30分になっても「暴風および洪水の警報」が解除されない場合は、登校しない。

※気象庁情報は「177」、市防災情報は「0957-82-6255、0957-82-6256」で御確認ください。

なお、情報が確認できないときは、学校等に問い合わせてください。

※自宅待機や休校の場合は、欠席扱いではありません。

3 その他（学校にいる場合や社会体育等に参加しているとき）

○警報や避難などの情報が、児童が学校にいる間に発表された場合は、学校待機を原則とし、天候が回復するなど、通学路の安全を確認した上で下校させる（または保護者に引渡す）。

○休日の社会体育等に参加している場合は、主催者の判断を確認して対応してください。

※「雷（遠雷を含む）」発生時は、屋外での活動はすべて中止し、屋内へ退避する。